



令和7年度 千歳市学童クラブ・ランドセル来館のしおり

学童クラブ名	小学校区	所在地・電話番号	ランドセル来館	小学校区
① ふれあい学童クラブ	日の出	青葉5丁目8-8 ☎&FAX24-3163	① ひので児童館	日の出
② 信濃学童クラブ	信濃	富士2丁目3-4 ☎&FAX22-2977	② しなの児童館	信濃
③ すこやか学童クラブ	桜木	北斗5丁目6-10 ☎&FAX42-3743	③ ほくおう児童館	桜木
④ 祝梅学童クラブ	祝梅	弥生2丁目7-4 ☎&FAX27-3126	④ しゅくばい児童館	祝梅
⑤ 清流学童クラブ	千歳第二	清流2丁目4-2 ☎&FAX22-2560	⑤ せいりゅう児童館	千歳第二
⑥ ひまわり学童クラブ	泉沢	柏陽2丁目2-1 ☎&FAX28-6110	⑥ いずみさわ児童館	泉沢・ 向陽台
⑦ ちとせっこ学童クラブ	末広	花園4丁目3-1 ちとせこセンター内 ☎&FAX42-5551	⑦ ちとせこ児童館	末広・ 高台
⑧ にじいろ学童クラブ	北陽	勇舞3丁目4-1 ☎40-3004	⑧ ほくよう児童館 ☎&FAX26-6789	北陽
⑨ 希望が丘学童クラブ	北栄	新富1丁目2-14 けんきょセンター内 ☎&FAX26-2060	⑨ 希望が丘児童館	北栄・ 千歳
⑩ きらきら学童クラブ	みどり台	みどり台北5丁目3-11 ☎25-6893	⑩ みどり台児童館 ☎ 25-6891 FAX25-6892	みどり台
⑪ ぴかぴか学童クラブ	みどり台	みどり台北5丁目3-11 ☎25-6894		
⑫ 青空学童クラブ	千歳	本町3丁目4-1 千歳小内 ☎&FAX22-6863	 令和6年12月 作成 ※対象小学校区外の施設を希望 される場合はご相談ください。	
⑬ 向陽台小学童クラブ	向陽台	若草5丁目1 向陽台小内 ☎090-2072-0646		
⑭ あすなろ学童クラブ	高台	末広8丁目6-5 末広会館内 ☎090-8273-4832		
⑮ たいよう学童クラブ	北陽	北陽3丁目5-15 北陽小隣接地 ☎&FAX49-2212		
⑯ にこにこ学童クラブ	北陽	北陽3丁目5-15 北陽小隣接地 ☎49-2213		
⑰ みどりっこ学童クラブ	緑	大和4丁目1-14 指宿公園向い ☎&FAX49-7087	⑰ あんじゅ児童館 春日町5丁目1-10 ☎23-8015 FAX23-8016 運営：(社福) 千歳洋翔会	緑
⑱ よつば学童クラブ	緑	大和4丁目1-14 指宿公園向い ☎49-7088		

[申込み・問合せ先]

こども政策課保育係（第2庁舎1階3番窓口） ☎24-0340 ☎代表 24-3131（内線 672）

子育て総合支援センター児童支援係（ちとせっこセンター2階） ☎22-7888

[運営] 公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会 ※あんじゅ児童館を除く

目 次

1	千歳市の「安心して過ごせる放課後の居場所」について・・・・・・・・・・	1
(1)	放課後の居場所事業メニュー一覧（学校休業日含む）	
(2)	学童クラブ・ランドセル来館・児童館での過ごし方	
2	学童クラブとは・・・・・・・・・・	3
(1)	事業内容	
(2)	登録要件	
(3)	学童クラブ保護者負担金（保育料）	
(4)	利用に当たって必要なもの	
(5)	利用の仕方	
(6)	利用の申込みについて	
(7)	登録決定までの流れ・定員を上回った場合	
(8)	学童クラブ保護者説明会及び個別面談	
(9)	長期休業期間（夏・秋・冬・春（3月）休み）のみの利用について	
(10)	土曜日の運営方法（青空・向陽台小・あすなろ）	
(11)	北陽小学校区3学童クラブ（にじいろ・たいよう・にこにこ）の登録児童の振分け方	
(12)	障がいの有する児童の受け入れについて	
(13)	その他	
3	ランドセル来館とは・・・・・・・・・・	8
(1)	事業内容	
(2)	登録要件	
(3)	利用料	
(4)	利用に当たって必要なもの	
(5)	利用の仕方	
(6)	利用の申込みについて	
(7)	登録決定までの流れ・定員を上回った場合	
(8)	ランドセル来館保護者説明会及び個別面談	
(9)	その他	
4	学童クラブ・ランドセル来館の違い早見表・・・・・・・・・・	11
5	令和7年度学童クラブ保護者負担金（保育料）一覧表・・・・・・・・・・	12
	【参考】千歳市内の学童クラブ・児童館マップ・・・・・・・・・・	13

1 千歳市の「安心して過ごせる放課後の居場所」について

千歳市は、小学校の放課後及び学校休業日に、児童が安心、安全に過ごすことができるよう、学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）、ランドセル来館事業（市独自事業）、児童館事業（遊び場の提供）を行っています。保護者の皆様におかれましては、学童クラブや児童館での過ごし方を把握し、お子さんと相談しながら6年生までの放課後の過ごし方をお選びください。特に低学年においては、「学童クラブ」への登録をお勧めしています。

（１）放課後の居場所事業メニュー一覧（学校休業日含む）

	事業名	事業の内容	対象学年
1	学童クラブ （18か所）	保護者が就労又は病気などの理由で、昼間長期にわたり留守家庭になる児童が利用できる有料の登録制事業。 【利用形態】①通年利用 ②長期休業（夏・秋・冬・春（3月））のみ ＊おやつ、遊び、宿題など生活の流れに沿って過ごします。 ＊夏休みなどの長期休業日には、遠足などの戸外活動を行います。 ＊学年の異なるこどもと一緒に過ごすことや集団遊びを通して健全育成を図ります。 ＊見守りシステムにより、来所・退所のメールが保護者に届きます。 ＊利用予定で来所がない場合は、保護者に連絡を入れます。 ＊基準を満たした場合に登録できます。	小学1年生 ～小学6年生
2	ランドセル来館 （11か所・児童館）	保護者が就労又は病気などの理由で、長期若しくは一時的に留守家庭になる児童が利用できる無料の登録制事業。 【利用形態】次の3つから選択してください。 ①通年利用 ②学校休業日及び長期休業期間 ③不定期又は緊急 ＊登録した児童はランドセルを背負ったまま児童館に来る事ができます。 ＊自由来館のこどもと一緒に、児童館のルールの中で遊びや宿題などをして過ごします。 ＊見守りシステムにより、来館・退館のメールが保護者に届きます。	小学1年生 ～小学6年生 低学年の児童へは「学童クラブ」への登録をお勧めしています。
3	児童館自由来館 （11か所・児童館）	乳幼児親子と児童が自由に遊びや宿題をして過ごします。学校通学日は、一度帰宅してから来館してください。 ＊利用時間は、9時から愛の鐘まで。 ＊緊急時（けが、病気など）に保護者と連絡が取れるよう、毎年度最初に利用するときに「児童館利用票」を提出していただきます。	0歳～18歳 ※就学前のこどもは保護者の同伴が必要です。
4	長期休みランチデー事業 （11か所・児童館） 春休み 夏休み 秋休み 冬休み	長期休みの自由来館の際に、お弁当を持参して児童館で食べることができます。申込みは不要です。 ＊食事：12時から13時まで （児童館の利用は、9時から愛の鐘まで） ＊場所：児童館の決められた部屋 ＊内容：学校に準じたお弁当と水筒（水又はお茶）を持参。預かりはできません。	小学1年生 ～小学6年生

※自転車の利用について

学童クラブ、児童館への自転車による通所等については、お子さんが通う学校が示すルールに倣ってください。なお、自転車を利用する場合はヘルメットの着用をお願いします。

また、駐輪場がない場合やスペースの広さから自転車の利用を制限する場合があります。利用する学童クラブ及び児童館に御確認ください。

(2) 学童クラブ・ランドセル来館・児童館での過ごし方

学童クラブ 平日

※ 学童クラブにより、若干生活の流れは異なります。

学校休業日

戸外活動や遠足
も行います！



放課後	開所	順次来所
		自由遊び
15 時半		集まり・おやつ・休憩
		自由遊び
		学習時間
		順次退所
18 時半		退所完了

8 時	開所	順次来所
9 時半		朝の集まり
		学習時間
10 時半		午前の活動
12 時		昼食・休憩
13 時		午後の活動
15 時半		集まり・おやつ・休憩
16 時		自由遊び
		順次退所
18 時半		退所完了

話し合いや当番活動、班活動
なども行います。
見守りシステムにより、来所・
退所のメールが保護者に届き
ます。



ランドセル来館 平日

学校休業日

放課後	順次来館
	自分で遊びを選択し、自由に過ごす
	順次退館
18 時半	退館完了

8 時	開館	順次来館
		午前の活動～自分で遊びを選択し、自由に過ごす
12 時		昼食・休憩
13 時		午後の活動～自分で遊びを選択し、自由に過ごす
		順次退館
18 時半		退館完了



児童館の自由来館

- ※ 一度帰宅した後、荷物を置いてから遊びに来ることができます。
- ※ 長期休みには、お弁当を持参して食べることができます。



児童館の遊びのスケジュールを見ながら、公園に行ったり、再び児童館に戻ったりすることができます。

2 学童クラブとは

(1) 事業内容

学童クラブとは、小学校 1 年生から 6 年生までを対象に、児童の保護者が就労又は病気などの理由により、昼間長期にわたり留守家庭となる場合に利用できる有料の登録制事業です。

- 登録要件を満たした児童が、集団生活の中で、おやつ、遊び、宿題の時間など生活の流れに沿って過ごします。
- ※ おやつは、学童クラブ保護者負担金（保育料）の中から提供します。
- 学校休業日には、遠足などの戸外活動も行います。
- 給食のない日や学校休業日には、お弁当を持参し（学校に準じる内容）昼食と一緒に食べます。水筒の持参をお願いします。
- 学年の異なる子どもたちと一緒に過ごすことや、遊びを通して、こどもが育っていきます。
- 指導員が児童の来所・退所を把握し、遊びや生活の支援を行います。

対 象	小学 1 年生～6 年生
定 員	895 人 ※ 学童クラブごとに定員を定めている（18 か所）。
開 所 日	日曜日、祝日、振替休日、年末年始（12 月 29 日～翌年 1 月 3 日）を除く毎日 ※ 児童館行事や研修等で、利用について協力をいただくことがあります。
開 所 時 間	平 日 放課後～18 時 30 分 学校休業日 8 時～18 時 30 分
利用開始日	・ 期日までに申し込まれた場合、4 月 1 日から利用できます。 ・ 年度途中の申込みの場合、毎月 1 日、16 日からの登録となります。
利 用 形 態	次の 2 つから、利用形態を選択してください。 ①通年 平日、土曜日、長期休業期間及び学校休業日に利用できます。 ②長期休業期間 夏・秋・冬・春（3 月）休みに利用できます。

(2) 登録要件

- ① 児童の保護者が就労又は病気などの理由により、長期にわたり留守家庭となる場合
【登録基準】保護者の勤務日数が週 3 日以上、かつ、勤務終了時間が 15 時以降の場合
（1 年生は 14 時以降でも可）
- ② その他市長が必要と認める場合

<注意>

※就労等をしていない親族（祖父母等）が同居している場合

留守家庭とみなすことができませんので、利用できません。親族が通院、心身の障がい等でお子さんを支援することが困難な場合は、ランドセル来館（不定期又は緊急）を御利用ください。

※解除届の提出

保護者の退職等により、登録要件を満たさなくなった場合は、解除届の提出が必要です（解除日は、毎月 15 日、末日のどちらかです。）。

(3) 学童クラブ保護者負担金（保育料）

学童クラブを利用されますと、月々、学童クラブ保護者負担金（保育料）がかかります。保護者負担金（保育料）は、前年の所得に応じて 10 階層（月額 1,650～8,150 円・生活保護世帯は無料）に分かれています。

※ 詳細は、12 ページ「学童クラブ保護者負担金（保育料）一覧表」を参照してください。

お支払いは、原則として、金融機関での口座振替（自動払込）となります。各納期の最終日（納期限）に自動的に振替納付されます。口座振替が困難な場合は、納入通知書を郵送します

ので、金融機関窓口又はコンビニエンスストアにて期日までに必ずお支払いください。
未納が続く場合は登録を解除していただく場合もありますので、あらかじめ御了承ください。

(4) 利用に当たって必要なもの

- ・ 傷害保険に加入することができます（保険料：年額 800 円程度）。
【傷害保険の範囲】学校～学童クラブ～自宅間の行き帰りや学童クラブ活動中のけが
- ・ 行事により、バス代、入場料などの参加費がかかる場合があります。
- ・ 遊戯室の運動遊びの際には、上靴（靴底が白いもの）を使用しますので、用意をお願いします。

(5) 利用の仕方

①利用時間

- ・ 学童クラブは留守家庭の場合に利用する場所ですので、保護者の仕事がお休み、シフト制などの勤務により自宅にいる場合は、利用することができません。
- ・ 帰宅は「お迎え」又は「ひとり帰り」となります。ひとり帰りの場合、保護者の勤務時間プラス通勤時間に送り出します。最終退所時間は、愛の鐘の 15 分前となります。

（愛の鐘の時間）

月	時間	月	時間
4月～8月	17 時 30 分	10 月・2 月	16 時 30 分
9 月・3 月	17 時 00 分	11 月～1 月	16 時 00 分

②行き帰りの方法

- ・ 学童クラブへは、本人（こども）が自力で来所するのが原則です。学校が送り出す、指導員がお迎えに行くなどの対応は行っていません。
- ・ 御家庭にて、交通ルールを守ること、天候に応じた身支度をするなどなどの指導をお願いします。
- ・ 学校での集団下校等のために登録実態を把握しておく必要がありますので、保護者から学校へ、学童クラブに登録した旨を必ずお伝えください。

③出欠の確認、欠席・お迎え対応者の変更などの連絡

- ・ 見守りシステムを使って出欠を確認しています。平日は当日 8 時 45 分まで、土曜日、長期休業中等は当日の 8 時まで、出欠などの予定を変更することができます。
- ・ 出欠予定、帰り方に変更がある場合などは、必ず保護者から連絡してください。見守りシステム又は電話にてお知らせください。
- ・ 保護者以外の方のお迎えの場合は、必ず保護者から連絡してください。お子さんからの口頭での連絡にならないようお願いします。
- ・ 利用予定日に来所しなかった場合、電話により保護者に確認を行います。
- ・ 学童クラブを欠席する場合は、必ず学校にも連絡するようお願いします。

④持ち物や着替えなど

- ・ 持ち物すべてに記名するほか、ジャンパーや帽子には、かけ紐をつけてください。
- ・ 急な雨に備えて、ランドセルの中に、毎日カッパを入れておいてください。
- ・ 戸外遊びや急な天候の変化に応じ、着替え一式が必要となります。着替え袋などに入れて学童クラブ室で保管します（靴下・シャツ・パンツ・季節に合わせた上着・ズボン等）。
- ・ 学童クラブでは、学習時間がありますので、学習道具を用意してください。
- ・ その他、具体的なことにつきましては、学童クラブ保護者説明会等で、指導員に確認してください。

⑤習い事の送り出し

- ・ 習い事の時間に合わせて送り出しをしますが、児童の安全管理や指導の合間に送り出しの声掛けをしていますので、お子さんが時間を見て自分で行動できるよう確認をお願いします。

- ・ 愛の鐘の前であれば、習い事から学童クラブに戻ることはできますが、愛の鐘以降は学童クラブに戻ることは出来ません。
- ・ 習い事への行き帰りに発生したケガや事故については、加入する傷害保険の適用外となります。

⑥緊急時の連絡・対応

- ・ 来所後に発熱やケガなどをした場合、お迎えのお願いをする場合があります。
- ・ 発熱やケガなどをした際に保護者に連絡が取れない場合や緊急を要する場合は、指導員の判断で医療機関を受診することがあります。あらかじめ御了承ください。
- ・ 付近で不審者等が出没した場合や傷害事件が発生した場合、悪天候や災害時には、保護者のお迎えをお願いすることがあります。

⑦学級閉鎖の対応

- ・ 感染症などにより「学校・学年・学級閉鎖」となった場合、感染の広がりを防ぐため、利用することができません。

※学校・学年・学級閉鎖の対象となった児童の兄弟姉妹については、症状等がなければ利用可能です。

⑧集団下校の対応

- ・ 学校と連携し、集団下校の時間に合わせて受入れを行います。
- ・ 帰宅時は、原則、保護者又は代わりの大人によるお迎えをお願いします。

⑨悪天候・災害時の対応

- ・ 悪天候等により学校が臨時休校になった場合や学校休校日に特別警報等が発令された場合には、外出することにより安全が確保できない状況となることから、こどもたちの安全を第一に考え、学童クラブを休所する場合があります。

(6) 利用の申込みについて

- ・ 学童クラブは単年度の登録となりますので、次年度の利用には再度申込みが必要です。なお、年度末（3月末）の解除届は不要です。

(7) 登録決定までの流れ・定員を上回った場合

- ① 申込み人数が定員に達していない学童クラブの場合
書類を審査後、登録要件に適合している場合は、後日、決定通知書を送付します。
- ② 申込み人数が定員を上回った学童クラブの場合
状況に応じて、ランドセル来館や通学区域外のお近くの学童クラブ利用について相談させていただく場合があります。

＜優先基準＞

- ・ 低学年児童を優先します。
- ・ 勤務日数が週4日以上かつ勤務終了時間が遅い順に優先します。
- ・ ひとり親家庭を優先します。

(8) 学童クラブ保護者説明会及び個別面談

- ① 4月1日から初めて利用される保護者を対象に、学童クラブ保護者説明会を開催します。利用の仕方や過ごし方などを説明するほか、個別面談も行いますので、必ず参加してください。
 - ・ 保護者及び入所する児童も一緒に参加してください。
 - ・ 個別面談では、登録先の学童クラブ職員が保護者に利用時間、帰宅方法、緊急連絡先及びお子さんの状況などについて確認します。
 - ・ 利用の開始は、指導員との個別面談が終了した後となります。

※ 日程については、3月中旬を予定しています。

- ② 年度途中の登録については、各学童クラブと日程調整の上、個別に説明及び面談を行います。面談が終了するまでは利用できません。

(9) 長期休業期間（夏・秋・冬・春（3月）休み）のみの利用について

- ① 登録要件は、通年利用の学童クラブ登録要件と同じです。
- ② 登録期間 夏休み 7月16日から8月31日まで
秋休み 10月1日から10月15日まで
冬休み 12月16日から1月31日まで
（冬休みが1月15日以前に終わる場合は、1月15日まで）
春休み 3月16日から3月31日まで
- ※ 登録期間に応じ、学童クラブ保護者負担金（保育料）がかかります。
- ※ 各期間、登録期間の末日に自動解除されます（解除の届出は不要です。）。
- ※ 春休み（4月）の利用は通年での登録が必要です。通年から長期休業期間の利用の切り替えを希望される方は、利用終了後に保育係まで連絡してください。切り替え日は、15日又は月末です。
- ③ 令和7年度申込期間
令和7年7月4日（金）まで
- ※ 夏・秋・冬・春（3月）休み分を募集します。
- 秋休み以降も、随時、申込みできます。各登録開始日の10日前までにお申し込みください。
- ④ 空き状況によっては、利用できない場合があります。

(10) 土曜日の運営方法（青空・向陽台小・あすなろ）

児童館に併設せず単独で運営している「青空」、「向陽台小」及び「あすなろ」の3か所の学童クラブについては、小学校の休業日である土曜日の利用児童が少なく、集団による遊びが困難であるほか、活動の内容や範囲が制限されるなどの理由から、土曜日は最寄りの児童館併設の学童クラブと合同で運営しています。

- ① 運営場所
- 青空学童クラブ ⇒ 希望が丘学童クラブ（距離約1,500m）
新富1丁目2-14 げんきっこセンター内
- 向陽台小学童クラブ ⇒ ひまわり学童クラブ（距離約1,300m）
柏陽2丁目2-1 いずみさわ児童館内
- あすなろ学童クラブ ⇒ ちとせっこ学童クラブ（距離約500m）
花園4丁目3-1 ちとせっこセンター内
- ※ただし、土曜授業実施日や行事など学校登校日は、通常どおりの運営とします。

- ② 通所方法
- 校区外に通うことになるため、保護者による送迎をお願いしています。
- 保護者が送迎できない場合は、御相談ください。
- なお、開設場所の変更による傷害保険適用の影響はありません。

(11) 北陽小学校区3学童クラブ（にじいろ・たいよう・にこにこ）の登録児童の振分け方

- ① 低学年（1～3年生）については、住所により振り分けます。ただし、申込み数に偏りがある場合などは別途調整をします。
- ② 基本的には、高学年（4～6年生）については、体力面を考え、運動ができる遊戯室のある、ほくよう児童館内の「にじいろ学童クラブ」となりますので、低学年の時に「たいよう・にこにこ学童クラブ」を利用していた児童は、3年生から4年生に学年が上がるタイミングで、登録先が「にじいろ学童クラブ」に変更となります。なお、自宅から近いなどの理由により、高学年時も「たいよう・にこにこ学童クラブ」の利用を継続したい場合は、児童支援係まで御相談ください。
- ③ 基本的には、送迎の利便性を考慮し、兄弟姉妹は同じ学童クラブとしています。高学年の兄弟姉妹がいる低学年については、ほくよう児童館内の「にじいろ学童クラブ」とな

ります。なお、兄弟姉妹が別々の学童クラブで良い場合など、3学童クラブの利用についての希望がありましたら、児童支援係へ御相談ください。

(12) 障がい有する児童の受け入れについて

- ・ 各学童クラブでは、集団生活が可能な軽度の障がい有する児童を受け入れています。
- ・ 登録に当たっては、お子さんの障がいの程度などを確認した上で登録可否を判断します。
- ・ 放課後等デイサービスを併用する場合は、事前にお申し出ください。
- ・ 詳細は、子育て総合支援センター児童支援係（☎22-7888）にお問い合わせください。

※ 「巡回支援事業こども相談みにくる」との連携

児童発達支援センターの「巡回支援事業こども相談みにくる」による巡回訪問が年1～2回程度あります。障がい有する児童が、より充実した集団生活を送ることができるよう、臨床心理士等の資格を有する巡回支援専門員から指導員が助言を受けています。

(13) その他

- ・ 原則として指導員は医療行為を行いません（例：児童に薬を飲ませる、塗り薬を塗る等）。
- ・ 学童クラブには必要以外のお金など、貴重品は持たせないでください。
- ・ タブレット端末や携帯電話のお預かりはしていません。お子さん自身で管理するよう御家庭で確認をしてください。
- ・ 保護者が仕事を辞めて求職活動をする場合の学童クラブの利用期間は、おおむね2週間以内とし、その後、再就職先が決まるまでの間は、学童クラブの利用はできません。新しい勤務先の就労証明書は、学童クラブに提出してください（学童クラブに登録している間は、利用がなくても保護者負担金（保育料）はかかります。）。
- ・ 退職や勤務時間の変更などで学童クラブの登録要件に該当しなくなったときは、登録を解除していただきます。
- ・ 学童クラブ内に絵などの制作物、写真（行事・生活風景・SNS）を展示するほか、視察など見学者が来たりする場合があります。支障がある場合は、お申し出ください。
- ・ おやつは、食物アレルギー対策という観点から、基本的には、えび・かに・そば・卵・乳・落花生等を含まない菓子類や食材を提供しています。食物アレルギーのある児童については、利用開始日前までに診断書の提出をお願いします。

3 ランドセル来館とは

(1) 事業内容

ランドセル来館とは、小学校 1 年生から 6 年生までを対象に、児童の保護者が就労又は病気などの理由により、長期若しくは一時的に留守家庭となる場合に利用できる無料の登録制事業です。

- ・ 児童館は、ランドセルを家においてから遊びに来るところですが、登録要件を満たした児童は、ランドセルを背負ったまま学校帰りに直接児童館に来ることができます。
- ・ 給食のない日や学校休業日、長期休みには、お弁当（学校に準じる内容）と飲み物を持参して昼食を食べることができます。
- ・ 児童館のルールの中で、自分で好きな遊びを選択し、自由に過ごします。
- ・ 指導員が児童の来館・退館を把握します。

対 象	小学 1 年生～6 年生
定 員	330人 ※ 各館おおむね 30 人程度（11 か所）
開 館 日	日曜日、祝日、振替休日、年末年始（12 月 29 日～翌年 1 月 3 日）を除く毎日 ※ 児童館行事や研修等で、利用について協力をいただくことがあります。
開 館 時 間	平 日 放課後～18 時 30 分 学校休業日 8 時～18 時 30 分
利用開始日	・ 期日までに申し込まれた場合、4 月 1 日から利用できます。 ・ 年度途中の申込みの場合、毎月 1 日、16 日登録となります。
利 用 形 態	次の 3 つから、利用形態を選択してください。 ①通年利用 平日及び土曜日、学校休業日、長期休業期間に利用できます。 ②学校休業日及び長期休業期間 土曜日及び学校休業日、長期休業期間に利用できます。 ③不定期又は緊急 保護者の入院、家族の通院・介護、出産など一時的に利用できます。

(2) 登録要件

- ① 学童クラブに申込みをしたが、待機となっている場合
- ② 保護者の出産、急な病気や介護等により一時的に利用が必要な場合
- ③ 就業条件が学童クラブの登録基準（就業時間・日数）に満たない場合
- ④ その他市長が必要と認める場合

<お願い>

学童クラブの登録要件を満たす低学年、特に新一年生は、指導員が時間や安全を管理する『学童クラブ』を御利用ください。

<注意>

※就労等をしていない親族（祖父母等）が同居している場合

留守家庭とみなすことができませんので、利用できません。親族が急な通院、心身の障がい等でお子さんを支援することが困難な場合は、ランドセル来館の「不定期又は緊急」の利用形態となります。

※解除届の提出

- ・ 保護者の退職等により登録要件を満たさなくなった場合は、解除届の提出が必要です（解除日は、毎月 15 日又は末日のどちらかです。）。
- ・ 「利用するかもしれない」というとりあえずの登録はできません。待機が発生した場合、利用を希望する方をお待たせする原因になりますので、登録が不要になった場合は、すみやかに解除届の提出をお願いします。
- ・ 1 か月以上利用がない場合は、状況を確認の上、登録を解除していただく場合があります。あらかじめ御了承ください。

(3) 利用料 無料

(4) 利用に当たって必要なもの

- ・ 傷害保険に加入することができます（保険料：年額 800 円程度）。
【傷害保険の範囲】学校～児童館～自宅間の行き帰りや児童館活動中のけが
- ・ 遊戯室の運動遊びの際には、上靴（靴底が白いもの）を使用しますので、用意をお願いします。

(5) 利用の仕方

①利用時間

- ・ ランドセル来館は留守家庭の場合に利用するものですので、保護者の仕事がお休み、シフト制などの勤務により自宅にいる場合は、利用することができません。
- ・ 帰宅は「お迎え」又は「ひとり帰り」となります。ひとり帰りの場合、最終退館時間は、愛の鐘の 15 分前となります。

（愛の鐘の時間）

月	時間	月	時間
4月～8月	17時30分	10月・2月	16時30分
9月・3月	17時00分	11月～1月	16時00分

②行き帰りの方法

- ・ 児童館へは、本人（こども）が自力で来館するのが原則です。学校が送り出す、指導員がお迎えに行くなどの対応は行っていません。
- ・ 御家庭において、交通ルールを守ること、天候に応じた身支度などの指導をお願いします。
- ・ 学校の集団下校等のために登録実態を把握しておく必要がありますので、保護者から学校へ、ランドセル来館に登録した旨を必ずお伝えください。

③出欠確認の方法

- ・ 見守りシステムを使って出欠を確認しています。平日は当日 8 時 45 分まで、土曜日、長期休業中等は当日の 8 時まで、出欠などの予定を変更することができます（あんじゅ児童館は、見守りシステムを利用していないため、月初に 1 ヶ月分の出欠予定表を提出していただきます）。
- ・ 出欠予定、帰り方に変更がある場合などは、必ず保護者から連絡してください。見守りシステム又は電話にてお知らせください。
- ・ 保護者以外の方のお迎えの場合は、必ず保護者から連絡するようお願いいたします。お子さんからの口頭での連絡にならないようお願いいたします。
- ・ ランドセル来館を欠席する場合は、必ず学校にも連絡するようお願いいたします。

④持ち物や着替えなど

- ・ 持ち物すべてに記名するほか、ジャンパーや帽子には、かけ紐をつけてください。
- ・ 急な雨に備えて、ランドセルの中に、毎日カッパと靴下を入れておいてください。
- ・ 個人の持ち物を保管する場所はありません。

⑤習い事の送り出し

- ・ 習い事の時間に合わせて送り出しをしますが、児童の安全管理や指導の合間に送り出しの声掛けをしていますので、お子さんが時間を見て自分で行動できるよう確認をお願いします。
- ・ 愛の鐘の前であれば、習い事からランドセル来館に戻ることはできますが、愛の鐘以降はランドセル来館に戻ることは出来ません。
- ・ 習い事への行き帰りに発生したケガ、事故については、加入する傷害保険の適用外となります。

⑥緊急時の連絡・対応

- ・ 来館後に発熱やケガなどをした場合、お迎えのお願いをする場合があります。
- ・ 発熱やケガなどをした場合に保護者に連絡が取れない場合や緊急を要する場合は、指導員

の判断で医療機関を受診することがあります。あらかじめ御了承ください。

- ・ 付近で不審者等が出没した場合や傷害事件が発生した場合、悪天候及び災害時は、保護者のお迎えをお願いすることがあります。

⑦学級閉鎖の対応

- ・ 感染症などにより「学校・学年・学級閉鎖」となった場合、感染の広がりを防ぐため、利用することができません。

※学校・学年・学級閉鎖の対象となった児童の兄弟姉妹については、症状等がなければ利用可能です。

⑧集団下校の対応

- ・ 学校と連携し、集団下校の時間に合わせて受入れを行います。
- ・ 帰宅時は、原則、保護者又は代わりの大人によるお迎えをお願いします。

⑨悪天候・災害時の対応

- ・ 悪天候等により学校が臨時休校になった場合や学校休校日に特別警報等が発令された場合には、外出することにより安全が確保できない状況となることから、こどもたちの安全を第一に考え、ランドセル来館をお休みする場合があります。

(6) 利用の申込みについて

- ・ ランドセル来館は単年度の登録となりますので、次年度の利用には再度申込みが必要です。なお、年度末（3月末）の解除届は不要です。

(7) 登録決定までの流れ・定員を上回った場合

- ① 申込み人数が定員に達していない児童館の場合
書類を審査後、登録要件に適合している場合は、後日、登録決定の旨を連絡します。
- ② 申込み人数が定員を上回った児童館の場合
空きが出るまでお待ちいただきます。空きが出た場合は優先順位の高い児童から御案内します。

- ＜優先基準＞
- ・ 学童クラブの登録要件の無い児童を優先します。
 - ・ 低学年児童を優先します。
 - ・ 「学童クラブの登録要件に勤務日数や勤務終了時間が満たない者」のうち、勤務日数の多さや勤務終了時間が遅い順に優先します。
 - ・ ひとり親家庭を優先します。

(8) ランドセル来館保護者説明会及び個別面談

- ① 4月1日から初めて利用する保護者を対象に、ランドセル来館保護者説明会を開催します。利用の仕方、過ごし方などを説明し、個別面談も行いますので、必ず参加してください。
 - ・ 参加は保護者のみで結構です。
 - ・ 個別面談では、登録先の児童館指導員が保護者に利用時間、帰宅方法、緊急連絡先及びお子さんの状況などについて確認します。
 - ・ 利用開始は、指導員との個別面談が終了した後となります。

※ 日程については、3月中旬を予定しています。

- ② 年度途中の登録については、各児童館と日程調整の上、個別に説明及び面談を行います。面談を終了するまで利用できません。

(9) その他

- ・ 原則として指導員は医療行為を行いません（例：児童に薬を飲ませる、塗り薬を塗る等）。
- ・ 児童館には必要以外のお金など、貴重品は持たせないでください。
- ・ タブレット端末や携帯電話のお預かりはしていません。お子さん自身で管理するよう御家庭で確認をしてください。
- ・ 保護者が仕事を辞めて求職活動をする場合のランドセル来館の利用期間は、おおむね2週

間以内とし、その後再就職先が決まるまでの間は、ランドセル来館の利用はできません。新しい勤務先の就労証明書は、児童館に提出してください。

- ・退職などでランドセル来館の登録要件に該当しなくなったときは、登録を解除していただきます。
- ・あんじゅ児童館では、出席や帰宅時間の把握のため、ホワイトボード等に児童の氏名を掲示しています。支障がある場合は、お申し出ください（視察など見学者が来る場合があります。）。

4 学童クラブ・ランドセル来館の違い早見表

事業名	学童クラブ (放課後児童健全育成事業)	ランドセル来館 (市独自事業)
利用形態	①通年利用 ②長期休業期間 (夏・秋・冬・春(3月)休み)のみ	①通年利用 ②学校休業日及び長期休業期間 ③不定期又は緊急
利用学年 就労状況	・低学年向き ・長時間さらに週5日勤務の場合	・高学年向き ・短時間パート、勤務日数の少ない場合
過ごし方	・集団生活で過ごします。自由に過ごす 時間もあります。 ・学校休業日は戸外へ散歩に出かけたり、 遠足に行ったりします。	・児童館のルールの中で、自分で好きな遊び を選択し、自由に過ごします。 ・児童館の庭で遊ぶことができます。 ・戸外へ出かける場合もあります。
対 象	小学 1 年生～6 年生	
定 員	895 人 ※学童クラブごとに定員を定めている(18 か所)	330人 ※各館おおむね 30 人程度(11 か所)
開 所・ 開 館 日	日曜日、祝日、振替休日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)を除く毎日 ※ 児童館の行事や研修等で、利用について協力をお願いする場合があります。	
開所・ 開館時間	平日 放課後～18時30分 学校休業日 8時～18時30分	※ひとり帰りの場合、最終退所・退館時間は、 愛の鐘の15分前となります。
負担金 又は 利用料等	* 前年の所得に応じ月額 1,650～ 8,150 円(10 階層)の学童クラブ保 護者負担金(保育料)がかかります(生 活保護世帯は無料)。 * 傷害保険に加入することができます。	* 利用料は無料です。 * 傷害保険に加入することができます。
登録要件	① 児童の保護者が就労又は病気などの理由で長期にわたり留守家庭になる場合 【登録基準】 保護者の勤務日数が週3日以上、かつ、勤務終了時間が15時以降の場合(1年生は14時以降でも可) ② その他市長が必要と認める場合	① 学童クラブに申込みをしたが待機となっている場合 ② 保護者の出産、急な病気や介護等により一時的に留守家庭になる場合 ③ 就労条件が学童クラブの登録基準(就労時間・日数)に満たない場合 ④ その他市長が必要と認める場合
お 弁 当	給食のない日や学校休業日はお弁当及び飲み物を持参してください。	
お や つ	負担金の中から提供します。	ありません。

学童クラブは、適切な遊び及び生活の場を提供するものであり、児童の社会性等の向上のほか、基本的な生活習慣の確立を図るために、声掛けや安全管理、おやつを提供などを行っています。

一方、ランドセル来館は、原則として生活や遊びを自分で組み立て、自由来館の児童と同様に児童館施設を利用して過ごすもので、学童クラブとランドセル来館では事業内容が異なります。低学年、特に新1年生は、『学童クラブ』を選択することをお勧めしています。

5 令和7年度学童クラブ保護者負担金（保育料）一覧表

各月初日の登録児童の属する世帯の階層区分			保護者負担金（保育料） （月額：円）	
階層 区分	定 義		第1子の 場合	第2子以降 の場合
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付世帯		0	0
B	A階層及びD階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	1,650	820
C1		均等割の額のみ （所得割のない世帯）	3,100	1,550
C2		所得割の額が7,000円未満	3,600	1,800
C3		所得割の額が7,000円以上	4,250	2,120
D1	A階層を除き、前年分所得税が課税される世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	10,000円未満	6,000	3,000
D2		10,000円以上 20,000円未満	6,550	3,270
D3		20,000円以上 30,000円未満	7,150	3,570
D4		30,000円以上 40,000円未満	7,750	3,870
D5		40,000円以上	8,150	4,070

- 登録日は各月1日または16日、解除日は各月15日または末日です。
16日に登録または15日に解除した月の保護者負担金（保育料）は半額です。（10円未満切捨て）
- 「第2子以降の場合」とは、同一世帯から同時期に2人以上の児童が学童クラブに登録している場合に適用されます。

●保護者負担金（保育料）算定の根拠となる税額……

保護者負担金（保育料）算定の根拠となる税額は、平成22年に廃止された年少扶養控除及び18歳以下の特別控除分を「課税対象となる所得額」から控除した金額から算定します。

（ただし、住宅取得控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除及び電子申告による特別控除分は差し引きません。）

＜千歳市街＞

